

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第二条（略） 一（略）</p> <p>イ その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（第三条の二の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ロ 二・三（略）</p> <p>（条例第十三条の人事委員会規則で定める職員） 第十条（略） 二一（略） （略）</p>	<p>（条例第二条第三号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第二条（略） 一（略）</p> <p>イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>ロ その養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（第三条の二の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ハ 二・三（略）</p> <p>（条例第十三条の人事委員会規則で定める職員） 第十条（略） 一 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員 二（略） 三（略）</p>

附則

この人事委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。